

『洞谷記』管見

高崎直道

この十一月、研究所の調査旅行で加賀から能登にかけて廻って来た。日本曹洞宗開闢期の名跡たる大乘寺、永光寺、總持寺（祖院）に参詣して、その所蔵する古典籍・古文書・宝物等をこの目で確かめるためである。

このうち、三祖徹通義介開闢の大乘寺は、その寺宝をすべて金沢市の石川県立美術館に委託してあるので、同美術館を先に訪れたあと拝登した。仏殿は国の補助による修復が最近完了したところで、古の様子を偲ぶことができた。

永光寺も近年、先住三輪悦禅師の御尽力で檀家や宗門関係者の協賛により庫裡・客殿を新築し、また河川の砂防工事に合わせて参道の整備も進んで面目を改めたところであった。筆者ははじめての拝登で、その古式のたたずまいに感激した。宝物館は古文書・古典籍を多く蔵し、今後の精密な調査が期待されるところである。近く、羽咋市の援助で文化財の調査がはじまることになっている。

總持寺の祖院は、永光寺が山中奥深く位置しているのに対し、門前町の名のとおり、港を控えた門前の街並に続く、低い丘を背景とする平坦地に主要伽藍を配置しており、中世に永光寺を凌いで隆盛になった理由の一端は、この地の利にあったのではないかと感ぜられた。伽藍は明治の大火のあと、大正初年以後順次再建されたが、その配置は必ずしも旧のままではない。とくに旧山門と背後の丘上の伝灯院（開山廟）との一直線上にあった仏殿が、客殿と併せて

回廊の一廓（正面右側）にあって、僧堂と対しているのは珍しい様式である。その結果、山門やや右寄りの法堂（大祖堂）が中心となっており、ここが開山瑩山禪師中心の寺であることがよくわかる。なお、祖院の伽藍は地理的には西を正面として配置されていて、西海岸の港から川沿いに遡って、おのずから山門にいたり、正面に伽藍を仰ぐようになっている。

永光寺と總持寺はともに太祖瑩山禪師の開闢である。永光には長嫡明峰素哲をすえて第二代とし、總持には三番目の法嗣峨山韶碩を置いて第二代として跡を守らせて、太祖は正中三年（一三二五）示寂した。この配役の下で両寺は互に鎬ぎをけずり、曹洞宗の繁栄をもたらすのであるが、同時に両寺の間で対立、相剋を惹き起した。その間の事情が、今日大乘寺や永光寺に遺る『洞谷記』その他の古資料から覗かれて、宗門の歴史上の一大問題点となっている。軍配は全国的に末寺の多い總持寺の側に上って、今日の大本山の地位を江戸初期に確立するに至ったが、開闢の歴史から言えば永光寺の方が古く、太祖の活躍の基盤としてもより重要である。果して太祖自身はこの両寺をどのように位置づけていたのであろうか。

その点について、『洞谷記』の中に有名な「山僧遺跡寺置文記」なる一文書があり、加賀・能登にある太祖に由緒深い八ヶ寺についてランク付けがなされ、それぞれの護持の仕方が述べられている。これを信用すべきか否かをめぐっては学者の間に異論がある。筆者は昨年の『紀要』第一号に掲載した論文中で、部分的に引用し、一応、太祖の真撰と想定して論をなしたが、その真実性を疑う学者は、これを永光・總持の相剋期の産物で、永光寺の側からの主張を示すものにすぎないと見ている。それも一理あると見られるので、筆者自身で改めて『洞谷記』自体を検証する必要を感じた。『洞谷記』には大別して、流布本と秘本の二種がある。今回の調査旅行で、大乘寺所蔵の二種の『洞谷記』の写本を、目のあたりすることが出来たので、この機会に秘本について、とりあえず検討を試みることにした。

『洞谷記』のテキストは、従来『曹洞宗全書』（一九三〇年刊）あるいは『常済大師全集』（一九三七年 大本山總持寺版・代々木書院刊）によって一般に見ることが出来たが、昭和四九年（一九七四）に大谷哲夫氏によって大乗寺藏の秘本の内容が活字化されて（『宗学研究』第一六号）、はじめて両種のテキストを比較対照することが出来るようになり、『洞谷記』の内容研究は飛躍的に進歩するに至った。

大谷氏はそのテキスト公表と併せて、『洞谷記』の両本比較に立って、原形についての試論を展開（『宗学研究』16）、先ず、現行活字本の内容を日付等によって五〇項に分類の上、秘本との共通項目には数字を○で囲って異同を明らかにし、また、秘本の内容を

①日記体の記録、随感、随想の類

②侍者源祖編の「瑩山和尚語録」

③明峰派と峨山派との儀絶時の訴訟の記事

の三種に分けた上、この全体がその訴訟のための証拠書類として用いられたものではなかったかと言った旨の論を立てた。つまり、記末にある識語に言う「申出法水寺菊堂和尚御眞筆之御本……」の「御眞筆之御本」を旧来、太祖の御眞筆と解していたのを改めて、菊堂和尚の写された御本を申し出て、英就が写したのが、この写本であると理解したのである。「御眞筆」という丁重な言い方にはなおひっかかるところがあるが、全体としては筋のとおりな解釈と思われる。このうち、①が原形としての洞谷記であったろうというのが大谷氏の想定である。この①には、明記されていないが、時代的に明らかに後代の文書と知られる「明峰和尚置文」以下はもちろん含まれていない模様である。

その直前にある、前にも触れた「山僧遺跡寺寺置文記」（秘本にはこの表題はない）については、内容的にはそれ以前の日記体の記録とは区別されるものの、訴訟文書の中で、それを指定して「洞谷記在之」とあるので、そこまで（次の「諸門人中悉知」と併せて）原形に含まれるということであろう。

大谷氏が用いた現行本の内容分類番号は松田文雄氏の「洞谷記について」という論文（『宗学研究』8、9号一九六六、六七年）に基づき、ただ訴訟関係の文書にも個別番号を与えたものであった。この松田論文は近年の『洞谷記』研究の出発点となった大事な論考であるが、松田氏はその後、独自に異本の対校を試み、その結果、前稿での見解を二、三訂正した。たとえば太祖の世寿に関して、『洞谷記』中にある、いわゆる「御自伝」を他の文書記録と合せ、また同じ『洞谷記』内の記事と対照して、一致、一貫性のあることをつきとめて、五十八歳でなく六十二歳であった、従って生誕は文永元年となることを試論として提案された。（『宗学研究』16、大谷論文と同号）同じときに山端昭道氏も、別の資料を用いて同じ見解を表明している。（『宗学研究』16）（なお両氏とも、『瑩山禅師研究』一九七四、一、二、山喜房仏書林において、同趣意の論を詳説している）、この六十二歳示寂説はその後、学界でほぼ定説と認められるようになっていく。

松田氏による異本校合の成果は『瑩山禅』第八、第九両巻にわたる『洞谷記講解』中の本文に示されている。これは従来公刊されていた『洞谷記』（上で現行本とよんでおいたもの）の校訂本を掲げ、それに和文・語釈・通釈・補説および解説を施したものである。その解説の中で、松田氏は秘本とこの校訂本のそれぞれに分節番号を附し、秘本の分節順に並べた上で、校訂本に分節番号および本文の対応ページを対照させている。この分節番号は最初、太祖六百五十回大遠忌の記念論文集『瑩山禅師研究』所載の「洞谷記の研究」（一九七四）において発表されたものである。この分節は若干異を唱えたいところもあるが、すでに多く利用されているところであり、両本の比較に極めて便利で

あるので、以下本稿においても使用することとする。また、両種のテキストは、これも通称にしたがい、それぞれ「秘本」「流布本」の称呼を用いることとする。

近年の『洞谷記』に関連する研究としては、このほか竹内弘道氏（一）『宗学研究』29、一九八七年、および（二）曹洞宗宗学研究所紀要』創刊号、一九八七年）と河合泰弘氏（三）『曹洞宗宗学研究所紀要』8、一九九四年、（四）『宗学研究』36、一九九四年、（五）同37、一九九五年、（六）同38、一九九六年）の諸論文がある。とくに竹内論文の（一）は、原形探究の一環として、太祖の自称を分析したもので、「洞谷尽未来際置文」についての松田論文（『宗学研究』12、一九七〇年）と併せて参照すべき論文である。しかし、いまはすべて、参考文献として、本稿末尾に列記するにとどめる。

三

『洞谷記』の信憑性をめぐっては旧来、極端な両論があったが、秘本の内容が公開されてからは、何処までを『洞谷記』の本文とし、また、そのうち原形がどの範囲か、さらにその中でも太祖親撰の部分はどれか等をめぐって、多くの研究が発表され、種々の見解が見られるようになった。しかしまだ最終的な結論は得られていないように見受けられるので、筆者もまた先学の驥尾に付して、筆者なりの仕方では、秘本の分析を試みることにしたい。

すでに知られているように、秘本と流布本とを比べると、後者が記事の日付に依じて年代順に配列されているのに対し、秘本には日付上前後の乱れがある。これは大方の推定どおり、流布本が秘本を素材として、それを日付順に編集し直し、さらに新資料を若干付加したということであろう。しかし、秘本自体はどんな方針によってまとめられていたのか。これを単なるメモ類の雑然とした集成というのは問題がある。その一つとして考えられることは、特定の項目ごとにまとめられている点である。その顕著な例として、末尾に近いところに見える、「元亨二年壬戌四月三日」

にはじまる仏殿建立に関する記事や、「元亨三年癸亥四月八日」にはじまる五老峰に関する記事がある。このような記事のまとめによって、全体を分析すると、秘本の編集方針も見えてくるのではないか。

さらに大きく眺めると、秘本のうち「明峰和尚置文」以下を除いて、記事は大別して、三つの年代順の日付で配列されていることに気付かれる。(以下、記事への言及は松田氏の分節番号による) すなわち、

A、冒頭から「孝服可着人々」(19)までの元亨四年から正中二年にかけての記事。(1~19 「孝服可着」云々は日付はないが流布本を参照すれば開山御遷化の前に置かれている)

B、それにつづけて、「洞谷十境」(54)まで。この中味はさらに吟味を必要とするが、次の記事(55)以下と、それ以前とで日付の重なり合いが見られるので、そこまでで区切る。最後の日付は元亨三年臘月の十一日で、Aとの日付上の重なり合いはない。(20~54)

C、「元亨元年十二月廿日夜半」にはじまる記事(55)から「元亨三年癸亥十月九日」の日付をもつ、いわゆる「山僧遺跡寺々置文記」(秘本には題名はない)(76)および、その附属文書とみられる「諸門人中悉知」(77)までの部分。日付はBと重なり合うが、Aとは重ならない。(元亨元年から三年)(55~77)それぞれの部分に、必ずしも特定の主題ではまとまらない散発的なメモもみられるが、ある程度はまとめられるので、A、B、CのそれぞれにA₁ A₂のような中間的な分節を試みることにする。これと秘本分節番号を対照すると次のようになる。(これはあくまで詳細な分析以前の仮説的な処置である)。

A₁ 元亨四年の法堂開堂関連記事(1~3)

A₂ 同五月十六日以下の總持寺関連記事(4~7)

A₃ 正中二年の記事(8~19)

- B₁ 「文保戊午秋記之」とある偈(20)
- B₂ 元応二年除夜小参の記録(21、22)
- B₃ 「当山者賀嶋郡」云々ではじまる、流布本にいう「洞谷山永光寺草創記」に相当する部分。(一応23～38)
- B₄ そのあとの部分、元亨三年臘月十一日の記事まで(39～53)
- B₅ 「洞谷十境」(54)
- C₁ 元亨元年十二月廿日から「元亨二年二月廿七日夢云」に至る記事。(55～59)
- C₂ 円通院之縁起(60、61)
- C₃ 仏殿建立関連記事(62～66)
- C₄ 五老峰関連記事(67～69)
- C₅ 伝灯院建立関連記事(70～74)
- C₆ 元亨三年六月廿五日の記事(75)
- C₇ 遺跡寺寺置文と関連文書(76、77)

となる。これに、以下の部分をDとして、文書ごとに番号を別にし、日付記事を主として取出して、先ず次のような編年表を提示し、そのあと、二、三気付かれたことを論じることとする。

四

秘本『洞谷記』所載記事編年表

凡例

- 1、太祖の年令は最近の学界でほぼ認められている六十二歳示寂説を採用する。
- 2、掲載記事は秘本所載の記事に限り、その記載の日付による。(明らかに誤記と思われるものについては、訂正された年代下に移した。例、祖忍出家の日付)
- 3、記事の日付のうち、回想のように別の日付の記事中に現われているものについては、前後に()を付した。(例えば、流布本のいう草創記の中での言及)
- 4、日付のない文書は、一応その置かれている前後の記事の日付に準じて配置した。
- 5、記事はA、B、CおよびDに分け、A₁ A₂ 等の中間的分段番号、および松田氏による分節番号を付す。また最下段には対応する流布本の分節番号を付す。

32 31		29 28		25 22		19 18		17	13	8	1	年令	瑩山
一二九五	一二九四	一二九二	一二九一	一二八八	一二八五	一二八二	一二八一	一二八〇	一二七六	一二七一	一二六四	紀年	
永仁三	永仁二	正応五	正応四	弘安八	弘安十一	弘安五	弘安四	弘安三	建治二	文永八	文永元		
未乙	午甲	辰壬	卯辛	子戊	酉乙	午壬	巳辛	辰庚	子丙	未辛	子甲		
												A	
<p>至卅一、度七十余人 卅二、参得加州大乘開山介和尚 宗旨、嗣法為長嫡。……</p> <p>戒作法。：最初度五人 廿九、就永平寺演老、所許可受 廿八、充阿州海部城万寺住持 願 廿五、如觀音發大悲闡提之弘誓 廿二、聞声悟道 至不退転 十九、参寂円塔主、發菩提心、 十八、發心求道 至不退転</p>												B	<p>B³ 38 （：現在生之、北国有縁、而白山氏子 八歳剃髮、参永平当住義介和尚 会 十三、作僧、為同永平二代先住 并和尚末後小師</p>
<p>（60 悲母三十七歳……至七月安 安行産所路而生之際、名行正、 彼産所名越前国多称観音之敷地 也）</p> <p>（74 永平奘和尚弘安三年庚辰八 月廿四日逝） （60 予自十八冬発道心 十九秋発心而求道……）</p>												C	D
16											流		

54	53	52	51	50	49	48	47	46	35	33
一 三 一 七	一 三 一 六	一 三 一 五	一 三 一 四	一 三 一 三	一 三 一 二	一 三 一 一	一 三 一 〇	一 三 〇 九	一 二 九 八	一 二 九 六
正和六 文保元	五	四	正和三	正和二	正和元	応長元	延慶三	延慶二	永仁六	永仁四
巳丁	辰丙	卯乙	寅甲	丑癸	子壬	亥辛	戌庚	酉己	戌戊	申丙

卅三、所行立僧入室
卅五、登大乘全座、補任二代住
持職

(23 正和^(元)二壬子春「平氏女」
心施与「賀嶋郡酒井保内、四
至界在本券文書」

27 正和二年癸丑八月始、縛茅屋、
為_二仮庫裡_一

(38 十九年接化「於大乘」
移当山為開山?)

(24 文宝^(保)元年丁巳平氏女兒酒勾
頼基終焉時：以親父頼親家、
：施与之、

25 同秋八月、移此屋構函丈

26 十月二日移徒、如形行入院儀
式

28 文保元年冬安居：夢

29 又同冬……

(74 大乘^(マ)价和尚延慶二年巳酉九
月十四日逝)

(C₂ 60 悲母八十七而終焉)

8 7 6 5 4 3 2

58	57	56	55
一三三二一	一三三二〇	一三二一九	一三二一八
元元 元亨 元	元 元 二	文 元 元 保 三	文 元 元 保 二
酉辛	申庚	未己	午戊

- 30 又文保二年戊午春光英夢…
 31 觀音当山先本尊也…
 32 韶碩都寺、祖溪侍者、文保二年初夏、於長者沢得大樹
 33 文保二年戊午夏末…
 33 昔泚沙王…彼女施主…遂元亨元年八月剃髮、為比丘尼、法名祖忍
 36 抑平氏女…明智優婆夷再来也
 34 又十六羅漢…
 元元元年九月十五日始羅漢供
 35 予者洞山高祖十六世之法孫
 38 予者從毘婆尸仏…
 說：三解脱法門五十八年
 元元三年立春歲旦夜打座中不
 夢覺、自語印証
 37 初任首座可鉄鏡禪師…元元三年辛酉正月廿八日遷化
 39 元元三年二月四日…感夢
 40 中尊釈迦牟尼仏…
 41 元亨元年辛酉本願主海野三郎

20 文保戊午秋記之〔偈〕
 B₁

21 元元二年庚申除夜小参
 B₂
 (22) 元元三年辛酉孟春日記

23	15	20	19	18	16	17	14	13	12	83	12	11	10	9
									(2)	(1)				

一三三二
元亨二
戊壬

十一月二日受戒、法名妙淨
42 七月廿九日始行嗣法
43 九月十五日建宝篋印塔

49 元亨元年十一月廿五日冬至碩
首座始秉弘

55 元亨元年十二月廿日与簡首座
問答

56 同廿二日感夢

57 同廿二日子問祖忍：

58 元亨二年壬戌正月十四日願生
：發心作僧：

59 元亨二年二月廿七日夢云：

C²(円通院縁起)

60 同年六月十八日建勝蓮峰円通
院

61 同年夏始：道可上座發心入山
作僧受具……

C³(仏殿建立)

62 元亨二年壬戌四月三日：

仏殿鉞立(旦那金吾朝定)

63 同十八日礎居

64 同廿六日柱立

65 同八月八日：置棟木

66 同十六日：上棟

同日奉渡本尊

同日奉渡本尊

36 35 34 33 32 31 30 29 84 27 26 25 24 22 21

50 元亨三年四月十四日擬小座湯、
：請首座：自京都下向即付法
弟子哲書記、：

51 同六月廿五日普說

45 同三年癸亥七月廿二日又行嗣
法
46 同八月十五日許戒法於明孤峰
47 同八月廿七日任可鉄鏡遺狀印
照珍山

C⁴ (五老峰建立)
67 元亨三年癸亥四月八日引始五
老峰地

68 同六月四日：夢：
同五日巳時記之
69 同六月廿三日五老峰：隅靈水
涌出

C⁵ (伝灯院)
70 元亨三年癸亥四月八日
伝灯院地引始

71 八月廿二日鉞立
72 九月十三日上棟
同廿八日造畢

73 元亨三年月次諷經始
C⁶
75 元亨三年癸亥六月廿五日
哲首座立僧入室伝衣

一三四 元亨四年
正申元 子甲
(十二月改元)

- A' (法堂開堂)
- 1 元亨四年甲子三月三日
法座鉞立
 - 2 同二月廿九日法堂地方始
 - 3 同四月八日開堂法儀次序…
- (A) 日本国正中元年四月八日…
侍者源照 承順謹曰
- (B) 兩班疏
元亨四年四月八日兩班尊道素
哲等謹疏
- (C) 旦那疏
元亨四年四月八日旦那藤原

48 同八月廿九日証嗣球金灯

44 元亨癸亥十月廿四日
感夢 (新法堂法座)

52 臘月十日上堂拈香

…老僧十九歲時、不死、生兜
率天、登不登不退轉位、…己

四十一年…

53 十一日、有僧衲…

54 洞谷十境

C' (遺跡寺寺置文)

76 元亨三年癸亥十月九日
瑩山御判

77 諸門人中悉知

一三二五 正中二
丑乙

- 家方謹書
- (D)開闢和尚開堂
- 拈本願疏・拈兩班疏、拈香
- (E)問答
- A² (總持開僧堂等)
- 4 五月十六日碩首座以下：
為總持寺僧堂開、出山
- 5 五月廿九日始開僧堂：
- 6 七月七日惣持寺住持職、讓与
碩首座峨山老：十二日帰寺
- 7 七月六日庚辰額入寺：
- 7' 十四日作僧二人露掛塔
- A³
- 8 正中二年乙丑四月十一日
照円觀聽許戒法
- 9 同十二日以円通庵主：等、
門送加州宝応寺坊主職
- 10 同十五日結夏日入院
經三日聖僧安坐
- 11 同十四日覺明庵主持参布薩等
竹：
- 12 跡諸寺之用心置文一通
繼目加判形
- 13 正中二乙丑五月廿三日発兩願
- 14 同廿四日先師奘和尚月忌諷經
帰後記之、

一四一五	一三五〇	一三二五
応永廿二 <small>秘</small>	貞和六 觀応元 (正平五) <small>寅庚</small>	正中二 <small>丑己</small>

15 当山住次尊宿：
 正中乙丑初秋二日記

16 正中二年乙丑七月廿八日溪都
 寺、尊道都寺、相伝戒法、同
 日夜半明兄附法：即暁出寺往
 出雲国

17 同七月十六日感瑞夢

18 次五月廿日鎮西智者：来

19 孝服可着人々

87	89	86 85	79	80 72 76	77	75
D ⁵	D ⁴	D ²	D ¹	D ³		
82 住持職人可帶之文書事 応永廿二年四月五日	80 能州洞谷山永光寺瑩山和尚語 録	79 此外諸寺事 觀応元年庚 <small>アマ</small> 刀三月廿三日	78 明峰和尚置文	81 洞谷門下僧録御書 正中二年乙丑八月一日		

一四二九 永亨四
壬子

83 識語、日本永亨四年壬子
卯月廿九日、英就謹白

88

右の一覧表でまず知られることは、(1)太祖自著のメモと思われるものは、文頭に日付があり、文中の自称として「予」が用いられていること。そして、この日付は元応三年(一三二一)から正中二年(一三二五)までの間、すなわち推定される年令で五十八歳から六十二歳で遷化される直前までのもの、と知られる。

(2)同じメモの一種と思われるながら、一連の記事の末尾で日付を掲げてあるものがある。その代表はB²の元応二年の除夜小参の記事を翌日元応三年孟春日に記している場合である。(分類番号は21と22となっているがそれは流布本の扱いのとおり、一項にまとめるべきである。)

これに準じて考えると、流布本が冒頭に置く「草創記」もどこかに日付があった筈であり、それに相当するのが、「元応三年立春歳旦夜、打座中不夢覚、自語印証」ではないかと考える。流布本はこれを完全に切離し、日付に従って、前掲の除夜小参の直後にまわしているのは誤解と考えたい。

ただし、この推定によると、直ちに不都合を来たすが、37の可鉄鏡禪師の正月廿八日遷化の記事である。それを避けると、上の日付は「予者從毘婆尸仏時」以下の、いわゆる「御自伝」に限ることも考えられる。しかし、そうすると、改めて「草創記」の執筆の日付を考えなければならなくなる。流布本は例によって編年の原則に忠実に、可鉄鏡遷化の記事を元応元年立春歳旦の次に移すが、そのほかに、このあたりの配列を内容にしたがって組み替えており、事実その方が解りやすい。秘本の35は、洞谷山永光寺の名称の由来を説明する有名な箇所であるが、どうも前後の文から浮上っていて、流布本の処置の方がよいようにも見える。また、秘本の40は父母の十三年追善の意義の実践としての仏像建立とも見えるので、33の本願主祖忍剃髮の記事との関連も考えられる。とにかく配列に再検討を加える必

要があるが、これは後日の課題とする。

なお、「御自伝」を六十二歳遷化説で解読すると、末尾の「現身、説…三解脱之法門一五十八年」は正しく元応三年のこととして、自語印証の日付と合致する。よって、御自伝の内容を別出して、本編年表のはじめに置いた次第である。

(3)次に、やや公表の度合のつよい独立の著作と考えられるものに54「洞谷十境、加小序」がある。その配列はB末で、直前の記事が元亨三年臘月十日、十一日付であるので、恐らくその頃（あるいは翌年の歳旦にでも）公表されたのではないかと推測される。というのは、翌年四月の法堂開堂の際の問答で、質問した僧のことばの中に、この十境への言及があるからである。また、元亨三年暮であれば、仏殿、五老峰、伝灯院、円通院も建立されているからである。

同じくB₁(20)の「文保戊午秋記_レ之」という偈も、山内周知のものであった可能性がある。流布本はこれを本文と切離して、独立の資料のように末尾(83)に置いている。

位置づけが解らないのはA末の19「孝服可着人々」である。これも秘本中の位置から正中二年七月ごろのものと推定しているが、太祖自身のメモとすれば、死を予期しての遺言の一種ともなる。流布本もその積りで、秘本にない「開山御遷化」の記事(81)の直前に置いているのであろう。

(4)次には日付入の文書あるいは寺の記録がある。先ずA₁の元亨四年四月八日の「開堂法儀次序」は山内の掲示、つづく両班疏以下は当日の記録である。問題はそれらが太祖のメモ自体に含まれていたかどうかである。メモの一部と見られる「同四月八日」以下に「前日出法堂東壁、云」とあるので、その掲示の下書きに当るものだけは、原メモにあったと考えられるが、事実そこに挙っているのは後日の記録であらう。「日本国正中元年四月八日」という見出

しがそれを物語っている。つまり、秘本にも太祖自著のメモ以外のものが加わっているということで、全体は遷化後の編集であることは明らかである。

逆に、原メモに有ったかも知れないのが、Aのうちの「跡諸寺之用心置文一通」(12)とだけで中味が掲げられていない文書である。あるいは、これはいわゆる「山僧遺跡寺々置文記」をさすかとも考えたが、その日付では現存秘本中の所在場所とはくいちがう。この方が死期を控えての遺言めいた置文にふさわしい場所と思われるのだが。因みに流布本はこの一行を無視し、省いている。

ところで、その「山僧遺跡寺々置文記」(76)は末尾に、「元亨三年癸亥十月十九日 洞谷開山紹瑾 御判」とあって、独立の文書であるが、その日付上、C群の末尾に位置するにふさわしい。同時に、次の年月不詳の「諸門人中悉知」(77)と共に、さらに次の「明峯和尚置文」と並んで、住持職相続権に関わる一連の文書として、訴訟附带文書に連なる生々しさが感ぜられる。その意味で、それ以前の部分とは、何となく異質の印象をうける。ただし、この文書は、訴訟附带文書である「住持人可帯文書事」(82)の中で「紹瑾遺跡所々遺付 八箇寺」とよばれている文書に相違なく、それが「洞谷記ニ在之」と記されているからには、応永廿二年当時、秘本の原形どおり、「洞谷記」の末尾近くに位置していたに相違ない。ともあれ、この文書の内容は十分に吟味を要するようであるが、あとで又、論ずることにする。

もう一つ、位置づけに迷う文書がある。それは侍者源祖編の語録のあとにぼつんとある「洞谷門下僧録御書」とよばれる「正中二年乙丑八月一日」の日付をもつ文書(81)である。流布本はその編集方針に忠実に、これも日付順に従って配置している。秘本は、資料がおちていたと見て、末尾に付け加えたのもあろうか。しかし、性格上は「寺々置文」と同じ性質の跡目相続に関わる文書である。あるべき位置としては「明峰和尚置文」の前ということになるう

か。ともあれ、ここまでは「住持職人可帯文書事」の言う「洞谷記」に属する文書である。すなわち識語を信ずれば騰写者英就のみた菊堂和尚所持の写本の「洞谷記」の末尾であったと思われる。

六

以上、秘本『洞谷記』の内容を日付と、メモか公表された文書あるいは記録類か、という形式上から吟味した結果、元応三年から正中二年にわたる五ヶ年間の日記風の瑩山のメモに、関連文書を併せて編集したのが『洞谷記』で、編集の時期は書中最も新らしい日付「明峰和尚置文」の「観応元年三月廿三日」以降ということになる。しかし、それが「洞谷記」の原型であったかどうか。

誰しも疑問に思うのは、何故、A、B、Cと言う順序になっているのかということである。この疑問を解消すべく、流布本は全体を日付順、年代順で並べかえてしまった。しかし、それは『洞谷記』の編者の意図を、むしろ隠してしまったように見受けられる。ただ、秘本の順序から、編者の意図を探るのは難しい。

筆者はA、B、Cの三つのグループ分けは案外、原メモがそのような配列というか、まとまりで綴じられていたのではないかと思う。そのうち、Aのグループは挿入された文書類を除けば、元亨四年と正中二年の、それぞれ夏安居を中心とした時期の日記である。日付の順序の狂っているのは、最も新しい日付の日に前を想い出して書き足したと考えてもよい。そして、日付のない「孝服可着人々」で筆が絶えているのである。（間に挟まれて、「跡諸寺之用心置文一通」とあるのは、恐らくその頃の日付だったので編者が挿入したものであろうか。それが失われていることに、かえって筆者は作為を感じる。）

次のBグループは洞谷山の草創に関するメモ類の集成である。その意味で、「洞谷十境」で終わっているのも尤もと

思われるが、Cと年代、日付が重なる元亨元年の「七月廿九日」以降の記事(42―53)については、Cのうち元亨二年二月廿七日」までの記事(55―59)とどう区別されるのか不明である。Cのそれ以降の部分は、はじめに述べたように、「円通院縁起」以下、諸堂建立の記事で、それぞれがくくられてメモされていたことは間違いない。もう一つ注意すべきは、Aになくて、B、Cのグループに見られる言葉に「為後鑑記」ないし、それに類似する表現がしばしば見られることである。これは原メモは元応三年正月以後、著者が「後鑑の為に」書き留めはじめられたということの意味していると思われる。総じて著者は老境に入って、後事を弟子たちに托すべく準備をはじめたということであろう。いわゆる「草創記」の中にあるような回想の土台となったメモも、あるいは著者の手許にあったかも知れないが、それをなまのまま公表する意図はなかったであろう。現に見られるような形でまとめて、弟子たちに見てもらおう積りで書いたものと見るべきであろう。その延長線上に、置文が書かれる必然性があったと見るべきである。そういう意味で、メモの内容は原則的に洞谷開山たる瑩山の自著と考えて然るべきであると筆者は考える。

しかし、秘本の載せるメモの記事がすべて親撰とは言えないことも事実である。それを証明するには他の文書との照合が必要となるが、目下気付いていることを一つだけ挙げてみると、それはA₁の7「元亨元年「七月六日」付の記事である。

これはその日に、かねて行房に書を頼んであった洞谷山諸堂の偏額が七枚、寺に届いたというものである。併せて涅槃像も安置されたり、いろいろ吉兆がつづいたと見える。その日は瑩山は、その前の記事(七月七日付)にあるとおり總持寺に出かけていて不在だったので、十二日に帰山してから知ったことになるが、それを一々、額の入寺から何日目に当ると記しているのは、他の記事に見られない異様なことであり、さらに、十二日瑩山、帰寺と名を記してい

ることは、メモである限り他に見られない。

加えて、行房書の額というのが曲者である。この行房というのは、そこに「行能玄孫経朝嫡孫」とあるように能書の世尊寺家の当主（行成の子孫）であり、總持寺の伝承では後醍醐天皇の勅願所たることを示す額を書いたことになっている。筆者の推測では、總持寺に対抗すべく、後人が加えた一項に相違ない。残念乍ら、總持寺の伝承も後世の創作と思われるから、いずれにしても、この七月六日の記事は原メモにはなかったものと考ええる。太祖の原メモには、前項の「十二日帰寺」のあとにつづけて、「十四日作僧二人明浄掛塔」とだけあったものと推定される。原メモは、五月十六日以来の總持寺の僧堂開堂と峨山への住持職の譲与を坦々と述べているだけである。

もう一つは記事相互に抵触すると思われる例である。

A³ すなわち正中二年の記事の冒頭は照円観すなわち円観明照尼についての記事である。この尼は太祖の悲母懐観（恵観）大姉の姪で、恐らく太祖より年長の従姉だったのであろう。照姉公ともよばれている。

四月十一日の記事は、明照尼に戒法を聴許したというものである。

つづけて記事は

「同十二日、以_二円通庵主、并_二侍者維那等_一、門_二送_ス加州宝応寺坊主職_二」

とある。その意味は、円通庵主である祖忍尼や維那たちをして、前日戒法を許された明照尼を加州宝応寺の坊主職となつて赴くのを門送させた、ということであろう。それは例の寺々置文記の「宝応寺」の項に

一、宝応寺者、為_二瑩山今生悲母、恵観大姉_一所_二建立_一尼寺也、明照姉公、依_二彼姪タルニ補_二最初ノ房主_一、暫雖_二告退_一、以_二三重書寄進状以下田畠等ノ諸寄進状等_一、讓_二与照姉公_一者也、向後之房主職、可_レ為_二明照計_一、門徒中、可_レ棟_二器用_一、明照以下門徒比丘尼ノ中可_二住持興行_一也、

とあるのと照応しているからである。それを流布本が

「以円通庵主。任_三加州宝応寺房主職」。

と読み替え、(日付は四月十日)、十一日の記事はそのまま照円観のこととして次に挙げている。たまたま別の写本に十二日が十日となっていたために、例によって日付通りに順序を変えたため、明照尼との関連がきれて、誤解したものであろう。

さて、十一日、十二日が明照に関する連続記事とすると、次の十五日もその続きに相違ない。すなわち、「十五日結夏ノ日入院」とは、明照が十五日に宝応寺に入寺したということであり、さらに三日経って聖僧、すなわち文殊像が堂内に安座され、浄住寺の洪長老が招かれて白槌をうったということであろう。流布本もこの記事は十日のつづきと見て、連続して掲げ、そのあとに十一日の記事を載せている。

ここまで明照尼に関する一連の記事であるからこそ、秘本は、十四日の記事をその後においているのであろう。十四日の記事は覚明に関するもので、明照尼の記事とは全く関係がない。ここでも原メモにおける記事配列の原則というものが覗われるであろう。

ところで、記事上の矛盾というのは、明照尼に関する記事の内容ではなく、それを記す寺々置文の日付である。すで見たとように、この置文の日付は「元亨三年癸亥十月九日」である。一方、明照尼の宝応寺住持(房主||坊主)職就任は正中二年四月十五日で、置文より二年後である。当時の住持職就任の条件がどうであったか不明な点があつて、戒法の聴許が絶対の条件であったのかどうか、よく解らないが、太祖の他の弟子たちについての記事を見ると、少なくとも戒法を聴許してから住持職を与えている。ここも元亨三年には尼公はまだ宝応寺の住持ではなかったと見なければなるまい。

そうすると、置文の日付はどうなるのか。よしんば内容は事実としても、日付に作為があるのではないか。もしこの置文が秘本のいう「跡諸寺之用心置文」に相当するとすれば、その日付は正中二年の五月はじめ頃で、明照尼の赴任以後となるから、その矛盾は解決する。それならば、わざわざ日付を替えて、別のところに移動させたのには、何らかの意図があったのか、そして、その年号がどうして付けられたのか。

以下は全くの憶測であるが、原洞谷記ないし、原メモにあった置文を一部変更して、それに応じて置文の日付を元亨三年に移したのではないか。その直接の目的は總持寺に関する記事の変更と、それに伴う処置ではなかったか。元亨三年は總持寺を定賢律師から譲り受けてから満二年、したがって「旦那雖未正信」ということも出来ようが、峨山に跡を譲った後ではそんなことは言えまい。つまり、これは訴訟の原因となった、総持・浄住対大乘・永光という対立相剋の反映であり、したがって、これは「明峰和尚置文」の追加と一緒に加えられた変更だったのではなからうか。

置文といわれているものは、何となく胡乱なところがある。流布本の伝える『洞谷山尽未来置文』が「元応元年乙未十二月八日」の日付をもちながら、元亨三年に出来たはずの五老峰について述べているのは、既に指摘されているとおり、矛盾であるし、他方、それと似ていて、内容上、五老峰への言及もなく、より真実らしく見える陸奥正法寺に伝わる置文は「文保式年戊午冬至日記之」と言いながら、連判の本願主平氏女に法名祖忍を加えている。しかし本願主が剃髪して祖忍尼となったのは元応元年八月であるから、やはり事実とくいちがう。ただし文保二年の日付は、文書の内容に見える寄進状、安堵状に関することとは照応する。

なお、「遺跡寺々置文記」の日付と同じ日付が「洞谷山文書注文」すなわち洞谷山の財産目録に見られる。(東隆眞『瑩山禅師の研究』一六九頁)その財産目録の中に「一、洞谷山尽未来際置文一通」とあるのは、この書に寄進状や

安堵状が挙げているのと連関している点では、正法寺に伝わる内容の方が、近いものがある。まだまだ検討が必要であるが、その文書の日付が「遺跡寺々置文記」に用いられているのは、単なる偶然とは思えない。

七

『洞谷記』の研究はまだ不十分で、問題点は多く残っている。他の関連資料との対照、また、秘本の写本自体の再検討も含めて、今後の課題として擱筆する。(一九九六、一二、二〇)

〔平成八年度 文部省科学研究費、機関研究による研究成果の一部〕

参考文献

- 一九六六 松田文雄 「洞谷記について(一)―瑩山禅師研究の資料点検―」 『宗学研究』 8、昭41・3、八三―八九頁
- 一九六七 松田文雄 「洞谷記について(二)」 『宗学研究』 9、昭42・3、七六―八八頁
- 一九七〇 松田文雄 「瑩山禅師の尽未来際置文について―永光寺開闢の背景―」 『宗学研究』 12、昭45・3、一三〇―一四二頁
- 一九七四 松田文雄 「瑩山禅師世寿五十八歳説に対する試論」 『宗学研究』 16、昭49・3、六五―七〇頁
- 山端昭道 「古記録にみる瑩山禅師のご年令」 『宗学研究』 16、昭49・3、八七―九二頁
- 大谷哲夫 「『洞谷記』その原形についての一試論―大乘寺秘本『洞谷記』を中心にして―」 『宗学研究』 16、昭45・3、一〇五―一一六頁

- 大谷哲夫（解読責任）「資料 大乘寺秘本『洞谷記』」『宗学研究』16、昭49・3、二三一―二四八頁
- 東 隆眞『瑩山禅師の研究』春秋社、昭45・5
- 佐橋法龍『瑩山―日本曹洞宗の母胎、瑩山禅師の人と思想』相川書房、昭49・10
- 松田文雄『洞谷記』の研究』瑩山禅師六百五十回大遠忌『瑩山禅師研究』瑩山禅師奉讚刊行会、昭49・12、九九九―一〇五七頁
- 一九八七 竹内弘道「瑩山禅師の著作について(二)―『洞谷記』親撰部分限定への一試論―」『宗学研究』29、昭62・3、二三一―二三六頁
- 一九八八 竹内弘道「瑩山禅師の著作について(三)―古写本『洞谷記』と流布本『洞谷記』―」『曹洞宗宗学研究所紀要』1、昭63・3、七〇―八三頁
- 一九八九、一九九〇 光地英学他『洞谷記講解』（『瑩山禅』第八卷、山喜房仏書林、平成1・8刊、同、第九卷、平成2・8刊、所載）そのうち、
- 一九九〇 松田文雄「解説」第9巻、四一―五五頁
- 一九九四 河合泰弘『洞谷記』の成立に関する一考察』『宗学研究』36、平6・3、一三三―一三八頁
- 河合泰弘「流布本『洞谷記』の注について」『曹洞宗宗学研究所紀要』8、平6・10、一五三―一六二頁
- 一九九五 河合泰弘「浄住寺蔵『洞谷記抜書』について」『宗学研究』37、平7・3、一八四―一八九頁
- 河合泰弘「浄住寺蔵『瑩山禅師置文』と『洞谷記』」『宗学研究』38、平8・3、一五七―一六二頁